

(社)富士青年会議所の中期ビジョン

50周年記念事業の方向性と富士山世界文化遺産と富士市の活性について

(社)富士青年会議所は、富士山の世界文化遺産登録が絶好の機と捉え、“観光都市 富士市”を目指すべく活動致します。

昨今の中部地区における静岡市、西部地区における浜松市という政令指定都市の成立における背景には、静岡県としても東部に政令指定都市の成立を望んでいるものでもあると感じます。政令指定都市の二市を除くと県内市町村の中で人口第一位の富士市は、ますますその存在意義と発展を求められる市となりました。昨年、市政40周年を迎えた我がまち富士市は、富士山がたくわえてくれる豊富な地下水を利用し、先人のご努力から行政・市民が一体となり力強いエネルギーで諸問題を克服しながら、製紙業を中心とした工業都市として発展を遂げてまいりました。

県内工業出荷高の上位を、長年にわたり維持していた富士市でしたが、残念なことに近年はその順位も下げ始めている状況となりつつあります。しかし現状においても、ある程度恵まれたこの地域はまだまだ危機感が薄いと感じます。

関係各所・各種団体等も今以上の富士市発展の為に日々努力をしている中において、観光での発展を目指す時、この富士地域の魅力を一人でも多くの人々に知って頂く必要性を感じます。過去に幾多のメディアを含む地元情報発信が存在しましたが、富士市が観光での収益を得られるまでには更なる工夫が必要と感じます。人々の集約と観光が現在より少しでも発展する為には、富士の何を発信する必要があるか？又はどのような目玉を開発すべきかビジョンを明確にし、よく検討した上で計画的に行う必要が有ると感じます。

富士市にある観光資源は、やはり日本一の富士山！表富士景勝を独り占め出来る地域である事が最大の財産と感じます、海拔0メートルから山頂まで、富士山の姿を、丸ごと楽しめる街であり、南には駿河湾を望み、西には一級河川の富士川、東には植物の生態系が残る浮島の湿地帯があり、“富士”の市という名称を使っている唯一の街として、まだまだ観光での発展をする事が出来る地域と考えられます。

諸外国から見て、日本を象徴する物の上位には必ず富士山が入って来ます。こんなすばらしい資産を持つこの街は、この資産をどのように街の発展に結びつけるかを、もっと多方面から検討し行動して行く必要があると感じます。

「明るい、豊かな社会を築きあげる」事を目的とし、活動を行う青年会議所がこの目的の為に何が出来るでしょうか？まちづくり団体として、“青年会議所しか無かった時代から、青年会議所もある時代”となりましたが、皆が明るく毎日を過ごし福祉・教育・文化など充実した環境の中で生活を送る為には、やはり我々が住むこの街が発展をし続けてまちが潤わなければ、実現しない目標に向かって活動を行っていると感じます。私たちにとっての富士山は、生まれる前から常に存在したものであるため、特別関心をもって見る機会は少ないと思いますが、富士山がきれいに見える時は必ず「今日の富士山は～」と日常会話の中で富士山が登場するのは、よくある事と思います。これだけ富士山を身近に感じている我々でも、日々違うその姿に感動を与えてくれる山この富士山を全国の人々が富士市を通過する際、関心を持ち富士山の姿を見たい。そして富士山を撮影したいと思う気持ちは当然の事であると思います。

東名高速道路下り線、由比パーキングエリアで、観光バスが乗客を降ろし富士山をバックに記念撮影をしている光景をよく目にします。仮に私が櫻島の付近にいたら、同じ事をするでしょう。

富士市には、日本を代表する大動脈・東海道新幹線新富士駅・国道1号線・東名高速道路富士インター・そして第二東名高速道路が建設中ではありますが、現状では、その交通網を観光目的に利用している方々にとって、富士市は単なる通過地点に過ぎない状況に感じます。この状況を少しでも改善出来ないでしょうか？

東名高速道路、海老名サービスエリアは東名高速道路を利用する方々なら誰も、一度は利用した事があるサービスエリアと思いますが、その利用者の方々の中で海老名市へ行く目的の人はほとんど居ないと思います。海老名サービスエリアには、他とは違う駐車場の大きさや、大量の利用者を集客できる施設・観光バスが常に利用する施設と言う事から、工夫を凝らした露店までも出店し、商品知名度の高い飲食店がある為に自然と立ち寄る現象が、発生していると考えます。

現在の情報では、第二東名高速道路での、富士市へのサービスエリア建設の可能性は無いと聞いておりますが、我々のまちには富士山という宝があります、富士山の世界文化遺産登録運動の高まる中、本年度はユネスコ暫定リストに登録され、いよいよそのスタートラインに立つ事が出来ました。もし登録が実現した時、交通大動脈を持つこの富士市はこの地を最終目的地として人々が集まってくる事でしょう。訪れていただいた方々が、少しでも足を止め、寄り道していただける富士市になりたい！そして全国・世界に富士市と富士山の思い出を伝えていただきたい！夢物語ではございますが、現実になる可能性も捨て切れません。世界遺産になってから考えても遅いのです。(社)富士青年会議所は、この岳南地区の休憩拠点となれるような、人々が立寄るエリア構想を提案し実現に向けて提唱する、その第一歩として今年度新聞による発信を行いました。我々の発信した事が人々を動かし、他団体を巻き込み少しづつ大きな運動になり、実現に向けた大きな動きに発展して行くよう数年をかけて取り組んで参りたいと思います。

また、人々にこの富士市を少しでも興味を持っていただく為には、待ちの姿勢ではなく攻める姿勢が大切であり、この地域が今後合併などの運動が高まってゆく過程においても、街のPRは絶対に必要なことと感じ、今年度事業として「ちょっくら富士市だら～大作戦！」と称し、我々の住む富士市をもっといろいろな人々に知っていただきたいとの思いから、富士市商工農林部商業労政課・富士市商工農林部農政課・富士商工会議所・静岡県世界遺産推進室のご協力のもと富士市のPRを東名高速道路海老名SA・足柄SA・中央高速道路談合坂SA上下線にて開催いたしました。

「富士山の麓」という一言で人々は我々の富士市の場所は理解していただける事に感激致しました。富士地域は一年を通して温暖であり、交通の便も最高であり、人間が生きて行く為に必要な「水」がおいしい事、一通りの公共施設を持ち、何より富士山の景観を独り占めできるこの富士市をもっと永住地として呼び込みを行っても良いのではないのでしょうか？今後街の活性化を図る上には、企業の誘致はもちろんですが、人口を増やしながら、総合的に活性化をしてゆく事が望ましいと感じます。

我がまち富士市はまだまだこれからです。豊かな自然環境を持ち、充実した交通網を保有し、先人のみなさまが残してくださった産業を柱に、さらなる富士市の発展を目指して私たち(社)富士青年会議所は英知と勇気と情熱をもって活動してまいります。～～この富士市が好きだから～～

子どもたちの未来へ向けて

(社)富士青年会議所は、現在行なっているわんぱく相撲を今後も継続的に続け、子どもたちに国技を通じて礼節を伝えていきます。

今年で18回目の開催を数える「わんぱく相撲富士場所」、毎年150名を超える小学生が参加して盛大に開催されています。この大会は富士場所に終わることなく富士場所の勝者が「わんぱく相撲静岡県大会」また、その勝者は憧れの東京両国国技館にて開催される「わんぱく相撲全国大会」へと繋がっています。これは単に勝敗が国技館へと繋がっているだけに止まらず、わんぱく力士の「夢」を繋げていくという事が我々開催する青年会議所会員全員の思いです。現在、富士市には相撲協会等の団体が無いにもかかわらず、例年多くの参加者で大会が賑わっているのは、「相撲」が国民皆に愛されている「国技」であるからです。昨今、その国技である相撲人気が減退しているのも避けては通れない現実といえますが、それはごく一部、又はメディアによって引き起こされた物でもあります。わんぱく相撲での子どもたちの真剣な眼差しは、とても純粋でもっともっと大きくて素晴らしい未来を見つめています。そんな子どもたちの眼差しを富士青年会議所はこれからも強く応援していきます

富士市の活性化を願い・・・

(社)富士青年会議所は、市内で活躍されている市民活動団体(NPO法人なども含む)の皆さんが、活動しやすいように支援、協力を致します。

① 今まで行っていた福祉や環境、防災などの事業を説明。(過去10年間の中で)

1997年 「再生紙による紙飛行機大会」

1998年 「早朝530トレーニング」

- ・例会にて重りをつけて高齢者の立場になって歩く。高齢者介護体験。

1999年 「パッカー車事業」

- ・子どもたちにパッカー車に絵を描いてもらう。

2000年 「資源リサイクルセミナー」

- ・環境改善のセミナー。自動車を解体して色々な種類の鉄ガラスゴムなどに分別した

2001年 「町美化プロジェクト HANDS～友遊共和国」

- ・吉原の「ひのや」(現ポテト)に生ゴミの改修機を置き、集めた生ゴミを肥料にした

2002年 「ECOライフ・アクション2002」

- ・環境のセミナー、アンケートで調べた環境に対するちょっとしたアイデアをカレンダーにして配布

2003年 「ECOキッズ研究所」

- ・子供達と岩本山公園にビオトープを作った。

2003年 「ハタケホッター大地の王国」

- ・畑を借りて、一般市民の方と共に一年間作物を育てる。

2006 「防災戦士 零」

- ・中学生以上を集め、防災意識を高める研修を行う

②市民活動団体の活動の充実が認められる現在では、彼らの支援こそが地域の活性化と捉える。今後、直接的でなく間接的に携わることを宣言。

様々な市民活動団体が存在する現在、公益法人の定義にもある「公益に関する事業を行うこと」と定義付けされているように、積極的に不特定多数の者の利益を実現する事を目的とする事業を行う必要がある。不特定多数とは、地域住民の方々であり、富士市民であると考えられます。現在富士市には、市民活動団体の一つに NPO 法人が多数あります。その中で、多く存在するのが町おこしと老人介護団体です。町おこし団体は、低迷する富士市を何とか盛り上げ地域をまつりやイベントによって活性化させようと努力しています。このような団体と、我々（社）富士青年会議所は団体が違うにしても知恵を出し合い、語り合い励まし合いながら、より多くの人々が参加し喜んで頂ける町おこしを直接的または間接的にでも携わっていく必要性を強く感じます。

また、老人介護団体は、超高齢化していく日本社会で、病院ではベット数が減らされ介護施設には入れず、在宅介護や移送、安否確認、特定給食サービスなどを手がけ今現在、一番地域に必要なサービスを提供している団体ともいえます。（社）富士青年会議所は、年齢も40歳までと、非常に若いメンバーの団体です。こんにちまで、富士市を支えてきていただいた皆様に感謝と尊敬の念をもってすすんで、このような団体の活動を支援していこうではありませんか。組織としての横の繋がりや若い人との繋がりも大切ではありますが、もっとグローバルかつ大胆に、地域に根ざした活動を進んで行う事によって、見えていなかった世界も見えてくるはずですよ。これまで述べてきたことは、市民活動団体のほんの1部分にすぎません。この1部分だけでも素晴らしい活動をしています。実際に市民活動団体と関わりをもつ事によって（社）富士青年会議所メンバーが、よりいっそう成長していく事になるのではないのでしょうか。市民活動団体の活動が、日本社会において不可欠な存在になりつつある現在、（社）富士青年会議所メンバーは直接的または間接的に関わりあいをもつことは、公益法人としての役割をはたすことと思います。

③日本JCで行われている褒賞事業などの情報を公開することにより、他団体の支援となることも伝える。

褒賞制度とは、JC運動に貢献した会員会議所の事業に対して榮譽を讃える目的と、素晴らしい運動が全国に広まり、各地におけるJC運動の高揚と地域の一助になる事を目的に創設されました。

〈賞の種類〉

①最優秀賞(グランプリ)

②優秀賞(規定部門賞)

I) 地域開発部門 II) 教育、青少年関係推進部門 III) 会員開発部門

IV) 国際開発部門 V) 環境開発部門 VI) WEB、広報活動部門

VII) ビジネス開発部門 VIII) 福祉関係部門

IX) ローカルマニフェスト・行政関係部門 X) 会員拡大部

上記のように、多くの部門賞があります。これらの賞を取った事業の優れたノウハウや、情報を公開する事により、他団体の支援となります。

行政の良きパートナーとして

(社)富士青年会議所は、行政の施策などにも積極的に意見を述べて、その目的が当団体と相違なければ、協力、協働も惜しまない。

① 行政とJCの事業の類似点を挙げる。

行政とJCの事業は根本から共通するものがあります。それは公共性を求め利益を追求せず明るい豊かな社会作り及び市民の育成などがあります。JCの事業の中で言えば、東海ブロック4県（静岡・愛知・岐阜・三重）で行うJC青年の船「とうかい号」という事業がありますが、事業内容としては富士市青少年の船に非常に似ていると思います。日常では経験し難い洋上という限られた空間でのプログラムを通じ、参加者の連帯を深めるとともに、「人と人との繋がり」の重要性を再認識し、地域社会・国際社会の中で活躍できる青少年の育成を行うという理念は同じものだと思います。現に富士市青少年の船には毎年JCメンバー及びOBが指導員として乗船して活躍しています。まちづくり事業では過去のJCの事業を見ると、富士市のPR、シティーセールスを行う事業「かぐや姫のわすれもの」・「くってみいー富士ゆで落花生」は、行政などが行う商工フェア・農林水産フェアと似ていますし、又、市民参加の富士市をよくするための事業「エコキッズ研究所など」は環境に関する講座など主催する事業に手法こそ違いますがよく似たものがあると思います。このように行政とJCの事業が類似しているのは、今までJCが事業のアクションを起こし、それを行政・民間団体に受け継がれていることなどがあると思います。

これまで行政とJCは市や教育委員会の後援などで間接的に行政と関わり合いを持つことが多く直接的な関わり（共同で事業を行うなど）が非常に少なかったと思います。JCは単年度制で事業は1月にスタートし、行政は予算等の関係により4月スタートなどの違いがありますが、時代の変化によりJC内の会員数の減少、また富士市の人口の減少、高齢化などが予想されていく中で、行政とJCの連携が今まで以上に必要になってくると思います。これからどのようにして連携していくか、又、より良い事業の共同開催へ向けてなど行政とJCとの議論の場が必要だと思えます。

②今でも、富士市青少年の船への参加などで協力をしている。JCの人材は行政でも求められている。

(社)富士青年会議所では行政と積極的に意見交換をし、富士市の発展という同じベクトルのもと、行政と連携して様々な事業を展開しています。代表例として富士市教育委員会主催の青少年の船や富士まつりにおける神輿練り歩き等が挙げられます。青少年の船では行政の重要課題でもある「明るく豊かな健全なまちづくり」とJCの綱領でもある「青年としての英知と勇氣と情熱を持って明るい豊かな社会を築き上げよう」を念頭に次代を担う青少年に、彼等と近いしっかりとした大人・社会人として学校等では学びきれない何かを海上研修を通じ発見させる担い手としての役割を果たしている。富士まつりでは神輿練り歩きを統括し、まつりの華やかさに一役買っています。

明るい豊かな社会の構築の為、行政と連携をすることは重要であるが、インフラなどハード面で協力するのではなく、青年会議所ではこれからは人間性のようなソフト面の充実への協力を積極的に支援する時期に差し掛かっているといえるでしょう。一例を挙げるならば、富士市はあらゆる選挙において、選挙投票率が県下で1、2を争うほど低い。これは市民が、行政に対し無関心なことを如実に表している。地方

分権が叫ばれる中、市民と行政の結びつきを果たす役割、また行政側とさまざまな意見を持った市民が協力しあえる下地をつくる役割がこれからの富士青年会議所に期待されていると云える。現在、市内にはNPO法人など様々な市民活動団体があります。いわゆる“JCしか無かった時代からJCもある時代”になっている。しかしながら、市民活動団体と大きく異なる点として、組織が日本、いや世界レベルであり且つ歴史と伝統がある。言い換えれば、JCでは様々な情報を収集し共有しあえるという強みがあるということである。例えば、北海道のA青年会議所と行政の結びつき、九州のB青年会議所と行政の結びつきなど全国の行政とその地域の青年会議所の関係を参考にし、富士市ではどのようにしたらよいのかと考察もでき、富士市という狭い枠にとらわれず、広く考えることにより様々なアイデアが出てくると言えよう。

ここ数年来（社）富士青年会議所では会員の減少傾向にある。この時期において我々青年会議所の会員一人一人が人間性の向上はもとより、知識や富士市に対する思いをさらに深めなければならない。行政となお一層真剣に「富士市の為に」をコンセプトとして活動しなければならない時期にさしかかっている。

③小さな努力で大きな効力を産むには、行政との協働であることを説き、その為には、行政とJCの情報を密にする。

各地の公共団体は自らの判断と責任の下に、地域の実情に沿った行政との連絡を密にして実践していくことが期待されています。私たちJCも行政と市民との中間に立ち、今後更なる情報のパイプ役となるような様々な課題に対し、積極かつ果敢な取り組みを続けていく必要があります。大きな効果を得るためには、多様化する住民のニーズに適格にこたえていく為に、簡素で効率的な体制の整備・確立に努める必要があります。JCとしては、事業の見直し、組織の合理化をし、外部の意見を聞き、情報公開することが大切だと思っています。情報を発信し又第三者にも分かるよう情報公開することによって、その時代のJCの有りかたについて幅広く検討し、その意義に向け努力していくことだと思います。

青少年の健全育成を考える

(社)富士青年会議所は、今後の富士市を担う次世代の人材育成も考慮します。

青少年の問題は、私たち大人社会の問題の反映であります。またその問題は青少年のみならず次代の社会を大きく左右するものでもあります。

まず青少年の健全な育成を図る上で、信頼される大人になり又、青少年達に胸を張って見せることが出来る背中があることが様々な事業を行う場合の最前提になっています。

我々(社)富士青年会議所では例年様々な「青少年健全育成事業」を行っています。共同共存の精神を育む事業・リーダーシップを育む事業・おもいやりを育む事業・向上心を育む事業などです。又、その活動は富士市内だけでなく、東海地区の4県の青年会議所会員によりJC青年の船「とうかい号」という研修船事業も行っています。この研修船では30歳までの青年を次代を担うリーダーとして育成しています。また富士市主催の「富士市青少年の船」にも数多くの青年会議所会員を講師として輩出し、我々の培ってきた青少年育成の精神を同乗しているスタッフとも共有し、また彼らとノウハウを同時に吸収しあって青少年の研修のみならず、我々講師陣も学ばせて頂いています。このように地域が一丸となって次代を担う私達の宝物「青少年」を暖かく、又、時には厳しく育成していく事が最高の次代への贈り物と考えます。

姉妹JCとの関わりを通して

(社)富士青年会議所は、姉妹JCとの交流を通じて、世界平和の一助となることを誓います。

① 現在の姉妹JC、江西とオーシャンサイドJCとのいきさつと現況を報告

＜江西青年会議所＞

1987年 稲葉邦文理事長、渡辺昌浩委員長を中心に6月仮調印、8月本調印を行い、姉妹JCとして交流をスタートしました。

＜オーシャンサイド青年会議所＞

1992年 矢崎春一理事長、佐野寛委員長を中心に3月仮調印、5月本調印を行い、姉妹JCとして交流をスタートしました。もともと富士市とオーシャンサイド市の姉妹交流から発展した経緯があります。2005年に現地派遣団によって相互交流を話し合った結果、先方の活動がボランティア主体であり、我々の目指すJC活動と相違が確認されました。今後は市政の流れに沿った交流として携わっています。

②特に江西JCとの交流を伝える。今年の20周年の記念事業の話。

1987年に稲葉邦文理事長、渡辺昌浩委員長を中心に、姉妹JCとして調印がなされ交流がスタートしました。調印後は毎年欠かすことなく双方の国に訪問し、様々な事業を通じ、交流を続けております。

(例) 富士市少年サッカーチームの韓国遠征

日韓親善サッカー大会

富士の地において富士まつりへの参加

言葉の壁を越えるために日常会話をまとめた日韓ハンドブックの作成

メンバー同士の企業訪問

メンバーの子供たちによる国際文通

10周年記念事業としてキャンプ大会

日本の伝統文化を体験していただくお茶会

江西区役所へ表敬訪問

15周年記念事業として少年サッカー大会

韓国の国会議事堂の見学

20周年記念事業として日韓家族会

などを行いました。

今年度は、江西青年会議所との「20周年記念事業」として江西JC会員・家族を2泊3日の短い期間でしたが富士に招き入れ、両JCの会員家族同士が交わり、更なる交流ができました。過去20交流からも分かるように、文化、習慣、言葉の違いを越えた交流を行い、もちろん青年会議所同士の交流だけでなく、人と人との友情も深めています。

③今後、日本、韓国における近現代史などを通しての摩擦の緩和を目指したい(日本JCの方針)。

昨今は教科書問題、戦後補償、靖国問題、竹島(独島)問題などの政治的な諸問題も存在しております。

又、(社)日本青年会議所が作成した「誇り」というDVDについて、韓国中央青年会議所から様々な意見が出されています。しかしながら、富士JC、江西JCは互いに政治的な問題にとらわれることなく今後も交流を続けていくことを確認することができました。

月に一度の例会の公開化

(社)富士青年会議所は、メンバーにおける情報交換や資質向上の場でもある例会をなるべく公開することにより、市民の方にも有益な情報を提供いたします。

① 今までの公開例会のあり方、今までの公開例会の内容。

2004年度 6月例会 「子どもたちの暗号」

教育カウンセラーの富田富士也氏を迎え、子供たちを取り巻く家庭環境や地域社会がどうあるべきかを改めて考え、見つめなおす講演していただきました。

2005年度 4月例会 「マナー」

日本はなし方センター山越先生を迎え、会社・子育てを成功させるキーワードがぎっしり詰まった講演していただきました。

2006年度 9月例会 「伝え合おう 現在そして未来のために」

管理者養成学校校長元橋康雄氏を迎え、企業の活性化と管理能力開発のために、各種団体・経営者を対象に人材育成をテーマとした講演していただきました。

2007年度 4月例会 「世界遺産で富士市が変わる？」

講師として広島から世界遺産総合研究所の古田陽久氏、静岡県庁より小野氏、田中氏を迎え、富士山を世界遺産にするために行政・民間が同じ方向を向き皆で盛り上げていかなくてはならないといった講演していただきました。

2007年度 5月例会 「こころある日本」

日本教育カウンセリング協会認定上級カウンセラーの堀内正文氏を迎え社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で、また『明るい豊かな社会を築き上げる』のために、道徳教育は重要な役割を担っていると考え、「道徳」をテーマに講演していただきました。

②公益法人法の説明。

公益法人とは、公益を目的とし民法第34条に則って設立された財団法人または社団法人のことである。また、民法以外の特別法で設立される公益目的の社団法人もある。

なお、公益法人制度改革の一環で2006年5月に成立した公益法人制度改革3法が施行され、一般社団・財団法人法により設立された社団法人または財団法人であって、公益法人認定法により公益性の認定を受けた法人（公益社団法人・公益財団法人）」ということになる。

公益社団法人とは、民法第34条に基づいて公益のために設立される法人の一つで、学術、技芸慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団であって、営利を目的としないものである。営利を目的とする社団法人は会社となる。営利とは構成員に利益を分配することで、利益を上げていても分配しない場合は営利性は否

定される。法人の運営にあたっては、定款を定め、社員が議決権を持つ社員総会で意思決定をし、理事が業務執行および団体の代表を行う。

民法上の社団法人は、「定款」に基づき運営され、会員を社員と規定し、社員は不特定多数の利益を行為によって還元する。社団法人では社員による行為そのものが公益活動である。

2006年5月、公益法人制度改革として、社団法人・財団法人のあり方を抜本的に見直すための公益法人制度改革関連3法が成立した。2008年度より全面施行予定である。これにより、中間法人法が廃止され、民法の法人の規定が大幅に削除される。

公益法人制度改革（こうえきほうじんせいどかいかく）とは、民間非営利部門を日本の社会経済システムの中でその活動の健全な発展を促進させるために、行政委託型公益法人を含めて民法で定める公益法人制度を抜本的に見直すことにある。

すなわち、寄附金税制の抜本的改革を含めて、「民間が担う公共」を支えるための税制の構築を目指すことにある。

この公益法人制度を抜本的に改革するため、2006年3月に「公益法人制度改革関連3法案」が閣議決定され、第164回通常国会において法案が可決された。

法律

公益法人制度改革関連3法とは、以下の3つの法律から構成される。

1. 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。一般社団・財団法人法）
2. 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。公益法人認定法）
3. 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号。関係法律整備法）

制度改革のポイント

- ・一般社団法人は、社員2名以上で設立可能で設立時の財産保有規制は設けない
- ・一般財団法人は、純資産300万円以上で設立可能で準則主義（登記）によって法人格を取得
- ・遺言でも設立可

公益社団法人・公益財団法人

- ・認定は内閣総理大臣および都道府県知事 … 主務官庁制は廃止
- ・公益性認定事業（公益23事業）を行う法人
- ・有識者からなる合議制の委員会が公益性を認定

新制度への移行

- ・現行の公益法人は特例民法法人とし、法案施行日から5年以内に新制度に移行
- ・公益性の要件を備えた場合は、公益社団法人・公益財団法人へ移行
- ・旧主務官庁を経由して公益性の認定申請し、公益性認定事業、活動実績、財務状況等を審査する。公益性の要件が満たされていない場合は、一般社団法人・一般財団法人へ移行

税の優遇措置

- ・公益社団法人および公益財団法人に対する税の優遇措置
- ・所得税および住民税に関わる控除措置（個人）
- ・法人所得税の寄附金損金算入（法人）

現行の特定公益増進法人に準ずるかどうかは、7項目からなる附帯決議採決にとどまり、今後の具体化に委ねられた

中間法人と NPO 法人

- ・中間法人法に基づく中間法人は、中間法人法を廃止して一般社団法人へ移行
- ・特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO)法人は、現行通り存続

公益 23 事業

公益社団法人・公益財団法人に認定される 23 の事業とは、以下の通りである。

- (1) 学術、科学振興
- (2) 文化、芸術振興
- (3) 障害者、生活困窮者、事故・災害・犯罪の被害者の支援
- (4) 高齢者福祉の増進
- (5) 勤労意欲のある人への就労支援
- (6) 公衆衛生の向上
- (7) 児童、青少年の健全育成
- (8) 勤労者の福祉向上
- (9) 教育、スポーツを通じて国民の心身の健全発達に寄与
- (10) 犯罪防止、治安維持
- (11) 事故や災害の防止
- (12) 人種、性別などによる不当差別の防止、根絶
- (13) 思想、良心の自由、信教の自由、表現の自由の尊重や擁護
- (14) 男女共同参画社会の形成推進
- (15) 国際相互理解の促進、開発途上国への国際協力
- (16) 地球環境保全、自然環境保護
- (17) 国土の利用、開発、保全
- (18) 国政の健全な運営確保に資する
- (19) 地域社会の健全な発展
- (20) 公正、自由な経済活動の機会確保
- (21) 国民生活に不可欠な物資、エネルギーの安定供給の確保
- (22) 一般消費者の利益の擁護、増進
- (23) 公益に関する事業として政令で定めるもの

行政委託型公益法人

以下の行政委託型の公益法人については、廃止・縮小の措置を講ずる。

- ・ 第三者分配型公益法人（丸投げ法人）
- ・ 補助金依存型公益法人（丸抱え法人）
- ・ 役員報酬助成型公益法人（天下り法人）

③例会を公開化することにより、市民の方の資質の向上にも繋がる(市民大学のようなイメージ)

創立以来50年、(社)富士青年会議所は、「自分たちのまちを良くしたい」という想いをもち、地域社会貢献や青少年健全育成など様々な事業を行ってきました。しかしながら、市民の方々の認識は薄く、いまだに「JCは何をしている団体なの？」という声を耳にします。

これからは、これまでの49年間の歴史の中で培った組織力・団結力と、青年としての企画力・運営力を持ち、地域に対して自己満足することなく多面的な角度から捉え、移り行く時代の流れに即した、または一歩先を見据えた運動を、情熱をもって展開していかなければなりません。

また、行政・まちづくりの諸団体の方々とお互いの長所を十二分に活かし、それぞれの専門知識を活かし共有化することで、お互いに適切な連携と補完をしい、同じ目的のために協働していくことが大切だと考えます。

そのために、過去1年に一度もしくは二度程度しか行われていなかった公開例会を月に一度の公開例会にし、われわれ(社)富士青年会議所の運動の方向性を明確に発信することができ、地域の方々一人ひとりが「市民による、市民のためのまちづくり」を実感することが出来、メンバーはもちろん市民の方々の資質向上にもつながると考えます。

そして公益法人制度への移行に伴い、(社)富士青年会議所が公益社団法人として認定されるためにも必要なことと考えます。